

平成22年3月23日

保護者 各位

米子北高等学校
校長 門脇 由己

高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、授業料に充てるために私立学校等の生徒に支給されるものです。

※就学支援金の額は、月額9,900円（年額118,800円）です。就学支援金は、法律により、各学校において、生徒が支払う授業料の一部に充てることが義務づけられています。

※私立高校（本校以外を含む）におけるこれまでの在学期間が通算して3年（36ヶ月）を超えている場合などは、就学支援金は支給されません。

就学支援金の支給により、本校に納めていただく授業料等の月額納付金は以下のとおりとなります。

（普通科）

月額納付金（学級費等不定期の納付金を除く）月額37,600円

うち就学支援金により充てられる額 月額 9,900円（年額118,800円）

差引月額納付金 月額27,700円

（看護科）

月額納付金（学級費等不定期の納付金を除く）月額39,600円

うち就学支援金により充てられる額 月額 9,900円（年額118,800円）

差引月額納付金 月額29,700円

※保護者について、以下の条件に該当する場合には就学支援金が加算されます。

① 両親とも市町村民税の所得割額が非課税の場合

（年収約250万円未満程度）

就学支援金額 月額19,800円 年額237,600円

② 両親の市町村民税の所得割額の合算が18,900円以下の場合

（年収約250万円～350万円未満程度）

就学支援金額 月額14,850円 年額178,200円

注）保護者が両親以外の場合はその者の所得による。

注）年収はおおよその目安であり加算の判断は市町村民税額による。

注）①について本校は月額17,000円が上限となります。

（月額納付金のうち授業料は17,000円のため）

※所定の申請書類は後日配布いたします。（受給資格認定申請書）

※就学支援金の加算要件に該当する方は、県の授業料減免生に該当する場合もありますので市町村の発行する課税証明書（世帯全員）を4月8日（木）までに担任を通じて、事務室に提出してください。

※奨学生（特別奨学生・学業奨学生等）に該当する場合は、後日別途通知させていただきます。

米子北高特別奨学生と就学支援金の関係

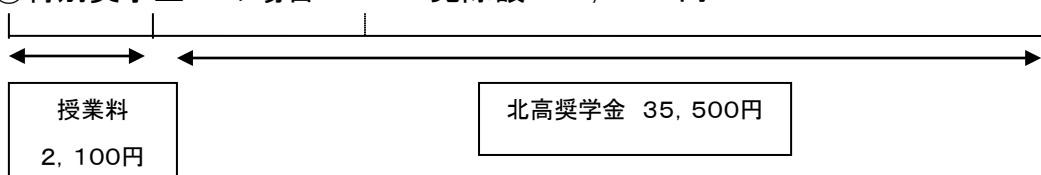
(1) 米子北高等学校納付金

授業料	施設設備費	教育充実費	教育振興会費等
17,000円	14,000円	4,500円	2,100円

※合計納付金 37,600円

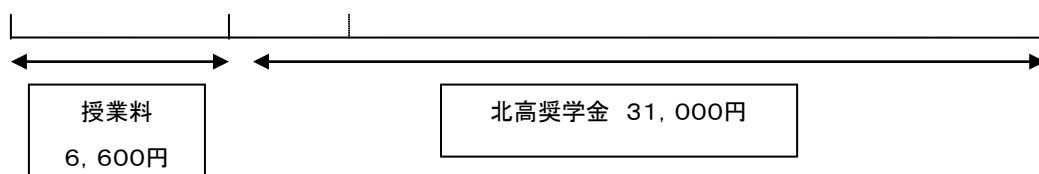
(2) 北高特別奨学生と就学支援金のパターン

① 特別奨学生 A の場合……免除額 35,500円



現行より 保護者負担が2,100円軽減され、負担は0円

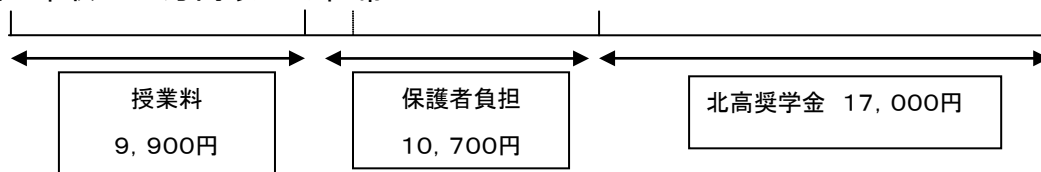
② 特別奨学生 B の場合……免除額 31,000円



現行より 保護者負担が6,600円軽減され、負担は0円

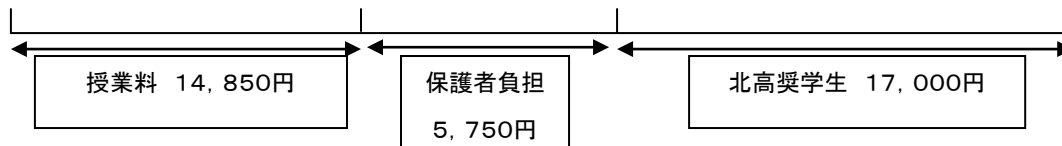
③ 特別奨学生 C の場合……免除額 17,000円

イ. 年収350万円以上の世帯



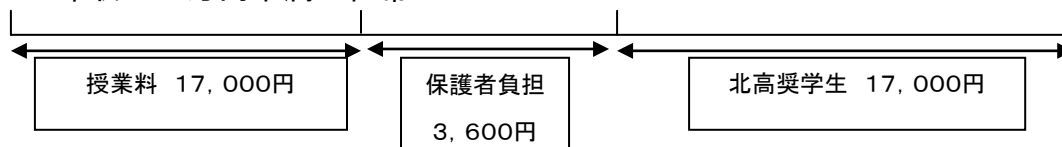
現行より保護者負担が9,900円軽減され、負担額は10,700円

ロ. 年収250万円以上350万円未満の世帯



現行より保護者負担が14,850円軽減され、負担額は5,750円

ハ. 年収250万円未満の世帯



※年収250万円未満の世帯の就学支援金は、月額19,800円であるが、北高の授業料（17,000円）が上限となるため、保護者負担は3,600円となります。

現行より保護者負担が17,000円軽減され、負担額は3,600円